

高知くらしの護身術

265

海外宝くじ

悪質な当選商法に注意

(2012年11月6日掲載原稿)

以前にも海外宝くじへの注意を呼びかけましたが、最近また「海外から緊急現金賞金1634万4324円を獲得している。これが最終通知とはがきが届いた。信用して良いか」といった相談が相次いで寄せられています。

これは海外から自宅住所宛てに書面が届き、あたかも賞金が当たったかのように思わせる悪質な当選商法です。

書面には「最終通知」や「至急連絡」と書いてあり、消費者を焦らせるような記載となっています。「手数料を送金すれば当選金が受け取れる」と錯覚し、慌てて連絡してしまうと、勝手に会員登録されるおそれがあります。

また、住所や氏名だけでなくクレジットカード番号や有効期限を知らせると、カード情報を悪用される危険もあります。一度でも送金してしまうと別の業者から、同じような手紙が何通も届くようになりますので、絶対取り合わないことです。

高齢者に手紙が届くことが多いのも特徴です。1回あたりの手数料が少額でも、高額な当選金が貰えると信じ込んでお金を払い続けてしまうことがありますので、周囲の気配りが必要です。センターには「親が一億円以上受け取れることを信じ、何年も業者に送金している」といった家族からの相談も多くなっています。

日本では宝くじは許可を得た特定の地方自治体だけが発売でき、それ以外は「富くじ」として刑法で禁止されています。取り次ぎや授受も禁止されています。

海外宝くじを国内で購入することは、刑法に触れる恐れがあるので決して申し込まないようにしましょう。